

注記

【全体】

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

開始時において、道路、河川及び水路の敷地については、再調達価格としてきましたが、当時において取得原価が判明するものは取得原価、取得原価が不明なものは備忘価格1円にしております。平成20年度より平成25年度までに取得した資産について同様の処理を行っております。

また開始後については、原則として取得原価とし、再調達原価での評価は行わないこととしております。

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

出資金のうち、市場価格があるものは会計年度末における市場価格を持って貸借対照表価額としております。

出資金のうち、市場価格がないものは出資金額を持って貸借対照表価額としております。ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状態の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしております。なお、出資金額の価値の低下割合が30%以上である場合には、「著しく低下した場合」に該当するものとしております。

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

有形固定資産（事業用資産、インフラ資産）

定額法を採用しております。

無形固定資産

定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

徴収不能引当金

過去3年間の平均不納欠損率により計上しております。

賞与引当金

翌年度6月支給予定の期末・勤勉手当のうち、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合を乗じた額を計上しております。

退職給付引当金

地方公共団体財政健全化法における退職手当支給額に係る負担見込額算定方法に従っております。

損失補償引当金

地方公共団体財政健全化法における損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額算定方式に従っております。

(5) リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。（少額リース資産及び短期のリース取引には簡易的な取り扱いをし、通常の賃貸借に係る方法に通常の賃貸借に係る方法に準じて会計処理を行っております。）

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等額（3ヶ月以内の短期投資など）を資金の範囲としております。このうち現金同等額は、短期投資の他、出納整理期間中の取引により発生する資金の受け払いも含んでおります。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

消費税の会計処理

税込方式によっております。

2 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

該当する事象はありません。

(2) 組織・機構の大幅な変更

該当する事象はありません。

(3) 地方財政制度の大幅な改正

該当する事象はありません。

(4) 重大な災害等の発生

該当する事象はありません。

(5) その他重要な後発事象

該当する事象はありません。

3 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

該当する事象はありません。

(2) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

該当する事象はありません。

(3) その他主要な偶発債務

該当する事象はありません。

4 追加情報

(1) 全体財務書類の対象範囲は次の通りです。

一般会計等：一般会計、バス事業特別会計

事業会計：国民健康保険事業特別会計、国民健康保険診療所特別会計

介護保険特別会計、後期高齢者医療事業特別会計

公営企業会計：

宅地造成事業特別会計、浄化槽整備事業特別会計

とくら温泉施設特別会計、差切峡温泉施設特別会計

冠着温泉施設特別会計、合併浄化槽事業特別会計

簡易水道事業特別会計、集落排水事業特別会計

※ 上記8会計は公営企業法非適用

(2) 出納整理期間について

財務書類の作成基準日は、会計年度末（3月31日）ですが、出納整理期間中の現金の受け払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としております。（地方自治体法第235条の5「普通地方公共団体の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。」）

(3) 各項目の金額を表示単位未満で四捨五入しているため、合計等の金額が一致しない場合があります。

(4) 法適用の公営事業会計は、公会計勘定科目体系とは異なることから読み替えをおこななって作成しております。

(5) 連結財務書類作成の手引きに沿って法適用公営企業会計の連結対象団体(会計)間で行われている操出・繰入などのすべての内部取引を相殺消去しております。